



議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第13回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1、議事録署名委員の指名**であります。議長において、6番 牛堀佐喜子 委員、7番 園田 勇一 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2、会期並びに議事日程の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第13回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3、諸報告**であります。6月27日に、西目地区集会施設で、西目・大川地区の農業者を対象に開催された地域計画策定に向けた地域における話し合いに、〇〇委員を含む19名の農業者が参加し、話し合いが行われました。

7月3日には、鹿児島市内で開催されました令和6年度農業者年金加入推進特別研修会に、農業委員及び推進委員が10名と事務局職員2名が出席いたしました。

また、7月12日に、出水市で開催されました令和6年度出水地区青年農業者会議及び新規就農者励ましの会に、私が出席しました。

次に、7月17日、阿久根市役所で開催予定でありました令和6年度阿久根市農政推進会議は、諸事情により中止となりました。

最後に、本日の7月25日、阿久根市役所第1会議室において、第13回定例農業委員会総会を開催いたしております。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4、諮問第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見について**を議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」推進委員及び〇〇番「〇〇 〇〇」委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。  
農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (谷川 侑紀)

それでは、諮問第7号につきまして説明いたします。

今回、更新12件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、去る7月10日に関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力の水稻を中心に適期管理に努め、品質向上と増収対策を進める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力である施設野菜の生産安定と増収を目指し、土つくりと適期管理を徹底する。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力である紅甘夏が密植気味になっていることから、安定した品質を維持していくために縮間伐を進める。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」です。

生産方式の合理化に関する事項については、「事業等を活用し、園内道を整備し、作業効率を上げながら品質向上と増収を目指す。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「株式会社 〇〇〇」です。

生産方式の合理化に関する事項については、「日々、変化する子牛、肉牛の相場、飼育方法等を的確に判断できるように、常に情報収集に努める。」となっています。

次の6ページの記載分については、議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

次の7ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「土つくりと適期管理で増収と品質向上を目指し、ゆとりある経営を実現したい。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「豆類、オクラの露地野菜を中心に、澱粉用甘藷と水稲を組み合わせ、土つくりと適期管理に努め、増収と品質向上を図る。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「露地野菜と甘藷を主体に適期管理と土つくりに積極的に取り組み、増収と品質向上を図る。」となっています。

次の 10 ページの記載分については、議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

次の 11 ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「適正な圃場管理に努めるとともに、土つくりも品目ごとに適確に行い、効率的な営農に取り組みたい。」となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は「有限会社 〇〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「枝肉重量、肉質向上に努めると同時にコスト低減を行い、更に質の良い優良素牛を確保する。また、素牛も 255 頭へ増頭し、経営状況も把握しながら、肥育経営の更なる安定を目指す。」となっています。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に議事参与分を審議いたしますので、「〇〇 〇〇」推進委員は、退席を願います。

(「〇〇 〇〇」推進委員退席)

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (谷川 侑紀)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料の6ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「バレイショと甘藷を中心に、年間を通して安定した経営を進めるため、施設園芸に加え、農地を集積しながら、適正規模での生産に努める。」となっています。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

「〇〇 〇〇」推進委員の着席を認めます。

(「〇〇 〇〇」推進委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

次の議事参与分を審議いたしますので、〇〇番「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

(〇〇番「〇〇 〇〇」委員退席)

議長 (田嶋 輝男)  
農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (谷川 侑紀)  
それでは、引き続き説明をさせていただきます。  
資料の10ページを御覧ください。  
申請者は「〇〇 〇〇」さんです。  
生産方式の合理化に関する事項については、「農地の集約を図り、効率的な作業ができる環境を作るとともに、増収と品質向上を図り、経営安定に努める。」となっています。  
以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)  
農政林務課の説明が終わりました。  
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。  
〇〇番「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

(〇〇番「〇〇 〇〇」委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)  
日程第5、諮問第8号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。  
農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

諮問第8号の説明に入る前に、配布しました資料の訂正をお願いします。

資料の2ページをお開きください。

整理番号4について、取下げの申請がありましたので、これについては削除します。

それに伴い、対象農用地等の合計は、6筆、3,953㎡に、契約内容の合計は、15,565円となります。

また、1ページの総括表内の存続期間5年間の行の面積が畑1筆、306㎡、計5筆、3,433㎡となり、合計の行が畑2筆、826㎡、計6筆、3,953㎡となります。

さらに、同表中の利用権の設定する者の数及び利用権の設定を受ける者の数については、すべて5名となります。

以上、訂正をお願いします。

それでは、諮問第8号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和6年10月1日貸付開始分の申請であり、8月15日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で、御審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地の筆数が6筆、面積3,953㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受けるもの（耕作者）は、5名であり、認定農業者が4名、地域の中心的な担い手が1名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第8号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (平瀬 修治)

それでは、議案第27号について御説明いたします。

総会資料の4ページを御覧ください。

今月の農地法第3条の申請は、所有権移転が2件です。

整理番号1について、地図は別添資料1ページです。

申請地は、大川〇〇番 外1筆の畑で合計面積は536㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が農業廃止となり、譲渡人の要望により、農地を譲り受けるものです。

取得後は、申請地で露地野菜等を栽培される計画であり、労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は売買による所有権移転です。

整理番号2について、地図は別添資料2ページです。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑で面積は481㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を譲り受けるものです。

取得後は、申請地で露地野菜等を栽培される計画であり、労働力等につきましても、許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

つきましては、各案件ともに農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

3番 高原 熊夫 委員

委員 (高原 熊夫)

議案第 27 号に係る調査は、7月 10 日に「4 番委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 7、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 28 号について、御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

総会資料は 6 ページ、地図は 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

本件は、駐車場・通路への転用を目的とする使用貸借権での設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内

農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種低層住居専用地域になります。

申請借人は、本市、〇〇で幼稚園を営んでいる学校法人〇〇〇です。

本件は、借人が平成27年頃から駐車場及び通路として使用しており、このことについては、借人から「学園敷地までの通路と駐車場としての利用を考え、地主の方に相談した上で利用していた。」との顛末書が提出されています。

申請地は、新築される学童保育施設の駐車場と通路として利用されます。

申請地の雨水は、自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は5ページ及び6ページを御覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

譲受人は、本市、〇〇で建設業を営んでいる有限会社〇〇〇です。

申請譲受人は、現在の使用中の海水浴場の駐車場が手狭になってきたことから、申請地を譲り受け、新たに駐車場とするため本件を申請されました。

申請地は、整地され駐車場として使用されます。

申請地の雨水は、自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は7ページ及び8ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住居専用地域になります。

申請譲受人は、本市、琴平町に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、申請地に一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地され一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

4番 矢櫃 学 委員

委員 (矢櫃 学)

議案第 28 号に係る調査結果について報告します。

調査は、7月10日に、3番委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地は、東側は道路、北側と南側は畑、西側は原野に隣接していました。

現地は、既に造成されていますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地は、東側及び北側は雑種地、西側は保安林、南側は畑に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、隣接の農地などに土壁などを設けるなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。

申請地は、東側は太陽光発電施設、北側は宅地、西側は畑、南側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事をするなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 8、議案第 29 号 非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また、本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがいまして、本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 9、議案第 30 号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。

ただし、私が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 30 号 令和 6 年農用地利用集積計画書 第 7 号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和 6 年 7 月 31 日となります。

まず、計画書の 1 ページになりますが、所有権移転に関して記載しており、今回は 5 件であります。

まず、整理番号 1 の譲受人は、尾崎区で担い手農家の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は潟区の「〇〇 〇〇」さんで、原野 1 筆、畑 1 筆の合計 1,027㎡を果樹の栽培を目的として、売買による所有権移転となっております。

なお、原野の 1 筆については、登記簿上の地目で現況は甘夏を栽培しており、平成 5 年頃に果樹を植栽し、これまで利用しているとのことであります。

次に 2 番の譲受人は、山下馬場区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は

同じく山下馬場区で〇〇さんの父親にあたる「〇〇 〇〇」さんで、田1筆1,681㎡を水稻の耕作を目的として、贈与により親から子への所有権移転となっております。

次に3番の譲受人は、山下馬場区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は大丸区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆19㎡を露地野菜の耕作を目的として、贈与による所有権移転となっております。

次に4番の譲受人は、黒之上区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は深田区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆2,702㎡を露地野菜の耕作を目的として、売買による所有権移転となっております。

次に5番の譲受人は、折口東区で認定新規就農者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は霧島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田2筆2,069㎡、畑4筆7,592㎡を飼料作物の耕作を目的として、売買による所有権移転となっております。

次に2ページになります。利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、再設定が2件、新規が2件であり、設定の期間は5年間で1件、10年間で3件となっております。

また、面積については、畑が9筆の22,377㎡の利用権設定となります。

次に、内訳を3ページに記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

整理番号1の借人は、槇之浦西区の認定農業者である「〇〇 〇〇」さん、貸人は同じく槇之浦西区の「〇〇 〇〇」さんで、畑3筆2,675㎡を年間10aあたり5千円の賃借料で、5年間の賃借権設定となっております。

次に2番の借人は、下村区の認定農業者である「〇〇 〇〇」さん、貸人は下村区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆1,033㎡を10年間の使用賃借権設定となっております。

次に3番の借人は、出水市の認定農業者である「〇〇 〇〇」さん、貸人は同じく出水市に在住で〇〇さんの父親にあたる「〇〇 〇〇」さんで、畑3筆17,961㎡を10年間の使用賃借権設定となっております。

次の4番については、議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

以上、議事参与案件を除く、所有権移転5件、利用権設定3件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

ちょっと教えてください。

資料1ページの4番と5番についてであります。

売買による所有権移転であり、金額も記載されています。双方協議の上決定された金額であると思いますが、基準単価があれば教えてください。

委員（白濱 和利）

私は、畑について、1反当たり5,000円/年の50年分で、25万円程度と考えている。ただし、地形や条件等によって異なるものと考えている。

今回、4番については、譲受人が売買を希望されたこともあり、この金額となった。

事務局（川畑 幸博）

5番については、両者の協議の結果、この金額となったものであります。

また、地形的な要因も含め、様々な条件もありますが、一般的に事務局としては、1反当たり30万円程度と標準的な金額をお示しし、それを基に双方で協議をして、決定していただくこととしています。

議長（田嶋 輝男）

実は、原生林の蜜柑山の売買について相談を受けており、参考としたかった。生えているもので金額が異なると思うが、その辺についてはどうか。

事務局（川畑 幸博）

果樹の場合については、いろいろなパターンが考えられる。

前所有者が植樹していた果樹をそのまま引き継ぐ場合や、原生林を開墾して、一から耕作する場合など、こちらもデータを持ち合わせていないため非常に難しいところがある。

ただし、元々の地目が農地で、現状が原野状態にある土地を開墾する際には、農政林務課の耕作放棄地対策事業補助金が活用できる場合もありますので、その辺を勘案しながら、売買については判断することになると思うところです。

議長（田嶋 輝男）

分かりました。参考とします。

議長（田嶋 輝男）

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

次に議事参与分を審議いたしますので、議長を石原　勇一郎会長職務代理者と交代いたします。

（議長交代）

議長　（石原　勇一郎）

それでは、議長の職を務めさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局　（川畑　幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

計画書は、3 ページで利用権設定の4 番となります。

借人は、〇〇区で担い手農家の「〇〇　〇〇」さん、貸人は〇〇区の「〇〇　〇〇」さんで、畑2 筆708㎡を年間10a 当たり1 万円で10年間の賃借権設定となっております。

以上、議事参与に係る利用権設定1 件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長　（石原　勇一郎）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（石原　勇一郎）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長 (石原 勇一郎)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。  
それでは、田嶋 輝男委員の入室を認め、議長を交代いたします。  
(議長交代)

議長 (田嶋 輝男)  
以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

議長 (田嶋 輝男)  
次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、以上をもちまして、第 13 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時43分

議事録署名日 6 年 8 月 27 日

農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_ 田嶋 輝男 \_\_\_\_\_

議 事 録 署 名 人 \_\_\_\_\_ 牛堀 佐喜子 \_\_\_\_\_

議 事 録 署 名 人 \_\_\_\_\_ 園田 勇一 \_\_\_\_\_

書 記 \_\_\_\_\_ 下脇 一博 \_\_\_\_\_